第１表　県市区町村別推計人口と世帯数

第2表　県市区町村別人口増減数と世帯増減数

諸注意

1 　人口及び世帯数は、昭和30年以前と昭和35､40､45､50､55､60､平成2､7､12､17､22､27の各年は国勢調査結果、昭和20年は人口調査結果、それ以外は、｢愛知県住民異動調査」（昭和54年まで）及び「愛知県人口動向調査」による推計人口及び世帯数。なお、昭和55年10月から世帯の定義を変更しました。

　　2 　年の時系列は各年10月1日現在、ただし、昭和20年は11月1日現在。月の時系列は各月1日現在。増減数及び増減率は、昭和30年以前は前回の調査結果、昭和31年以降は前年の調査結果、平成30年11月以降は前月の調査結果と比較したものです。

　　3 　昭和30年以前の自然増減数は「愛知県衛生年報」の数値を用い、社会増減数は総増減数から自然増減数を差し引いて求めました。

　　4 　社会増減数には「その他の増減」を含むため、転入と転出の差と一致しません。

　　5 　昭和55年以前の転出入者(県外)は、「住民基本台帳人口移動報告(総理府統計局)｣によったため､外国人を含んでいません。

　　6 　平成24年7月9日より、外国人登録制度は新しい在留管理制度の導入により廃止され、住民基本台帳の一部改正により、外国人住民は住民基本台帳法の適用対象となり、この制度変更により推計の対象外となった外国人は、人口減少要因として取り扱っています。